

I 相談について

○ 母子父子自立支援員（子育て支援課 母子父子支援係）

TEL 21-1765（月～金 8時30分～17時15分 祝日、年末年始を除く）

母子家庭や父子家庭、寡婦の皆さんが抱えているさまざまな悩みごとや、就労支援、母子父子寡婦福祉資金の貸付等の相談をお受けし、問題解決や自立へのお手伝いをします。また、各種支援が必要な母子家庭や父子家庭の方に対しては、母子父子自立支援員が継続した面談・訪問等により、市営住宅、民間アパート等を活用した生活や就労等の総合的な支援を行います。

○ 女性相談室（子育て支援課）

TEL 21-1779（月～金 9時～17時15分 祝日、年末年始を除く。予約優先）

女性の生活上の問題や家庭のトラブルなど、さまざまな悩みについての相談を受けています。

○ 宮崎市自立相談支援センター「これから」

TEL 42-9239（月～金 9時～17時 祝日、年末年始を除く。予約優先）

お仕事のこと、家賃のこと、家計のことなど、まずはお困りごとをお聞かせください。支援員がいっしょに考え、解決へのお手伝いをします。

○ 宮崎市男女共同参画センター「パレット」

TEL 25-2057

電話相談 9時～17時（受付は16時30分まで）
（火曜日、祝日、年末年始を除く）

面接相談 9時～17時（予約制）

メール相談 随時

法律相談 毎月第3水曜日 14時～16時30分（予約制）

男女共同参画に関するさまざまな相談（配偶者などからの暴力含む）を受付けています。また、男性からの相談も受付けています。

女性の生活上の問題、子どもや家庭のトラブルなど、さまざまな悩みについての相談を受けています。

○ 「なやむなテレホン（なやむなメール）」（青少年育成センター）

なやむなテレホン 22-7867（なやむな）

なやむなメール 45seisyoun@city.miyazaki.miyazaki.jp

電話相談 8時30分～16時30分（月～金 祝日、年末年始を除く）
※水曜日のみ20時まで

面接相談 電話でご予約ください。（22-7867）

メール相談 24時間受け付けています。

市内の青少年とその保護者及び関係者から、しつけ・交友・いじめ・問題行動・不登校・勉強・部活動・進路等についての相談を受けています。

○ 宮崎県男女共同参画センター

TEL 60-1822

電話相談 月～金 9時～17時 土 9時～16時30分

メール soudan@mdanjo.or.jp

面接相談 月～土 9時～16時（予約制）

法律相談 毎月第3火曜日 午後（予約制）

こころとからだ相談 毎月第2火曜日 午後（予約制）
（祝日、年末年始を除く）

夫婦・家庭・職場・地域等の人間関係の悩みを中心として、男女共同参画に関する相談を受けています。

○ 宮崎県女性相談所（配偶者暴力相談支援センター）

TEL 22-3858 TEL 月～金 9時～20時30分
土・日 9時～15時
面接 月～金 9時～18時
祝 日、年末年始を除く



配偶者等からの暴力、家庭内不和などの悩みに関する相談を受けています。

○ 女性の人権ホットライン（宮崎地方法務局人権擁護課）

TEL 0570-070-810（月～金 8時30分～17時15分 祝日、年末年始を除く）
女性の人権問題・結婚・離婚・DVなど、さまざまな悩みについての相談を受けています。

○ 宮崎県警察本部 警察安全総合相談窓口

TEL 26-9110（局番なし #9110）

犯罪等による被害の未然防止、その他県民の皆様の安全と平穏に関する相談を受けています。

なお、令和5年3月1日より、音声ガイダンスを導入し、自動音声案内を実施しています。

相談の受付は、平日の午前8時30分から午後5時15分までで、それ以外の時間帯及び土曜・日曜・祝日の閉庁日の緊急性の高い相談については警察本部代表電話を案内しています。

また、相談内容を録音する旨を案内しています。

○ 宮崎県警察本部 性犯罪相談ダイヤル

TEL 31-8740（局番なし #8103）

性犯罪に関する相談を24時間受けています。



○ 特定非営利活動法人ハートスペースM

TEL 89-5213（日・月 10時～17時）

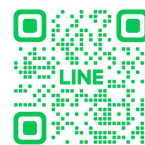
配偶者等からの暴力に関する相談を受けています。

○ ユーカリコール（一般社団法人ハートスペースみやざき）

LINE ID：374yqbwn（16時～20時）

TEL 080-4273-2790（20時～24時）

10代～30代の女性専門困りごと相談窓口。365日相談可能。
もやもや感じていること、違和感があること、DVや性暴力など、困りごとに関する相談を受け付けています。



○ パーム相談室（ひとりひとりの気づきを大切にする パーム・アウェア）

LINE ID：568qvzai（リアルタイム相談時間 水・金 20時～23時）

悩んでいること、悩みとは言わないかもしれないけど気になること、困りごと、生活のこと、仕事のこと、DV・性暴力など、年代、性別関係なく相談を受け付けています。



法律相談

○ 特別相談

TEL 21-1765

借金や養育費等のひとり親家庭の方々が生活上抱えている諸問題解決のため、月1回、弁護士が無料で相談に応じます。

月日（曜日）	相談員	時間	月日（曜日）	相談員	時間
4月 5日(水)	弁護士	13:30~15:00	10月 4日(水)	弁護士	13:30~15:00
5月10日(水)	//	//	11月 1日(水)	//	//
6月 7日(水)	//	//	12月 6日(水)	//	//
7月 5日(水)	//	//	1月10日(水)	//	//
8月 2日(水)	//	//	2月 7日(水)	//	//
9月 6日(水)	//	//	3月 6日(水)	//	//

- ◇会場 宮崎市役所会議室棟会議室
- ◇相談時間 1人30分
- ◇申込方法 電話予約（定員3名）が必要です。
お申し込みご希望の方は、必ず前日までにご予約ください。

○ 法テラス宮崎

TEL 0570-078367（平日 9時~17時）

（IP電話やプリペイド携帯からは050-3383-5530へおかけください。）

法的トラブルを抱えていらっしゃる方、どこに相談してよいかわからない方、法的トラブルかどうか分からない方も、まずはお電話ください。

解決の糸口となる法制度や、相談窓口のご紹介を無料で行っています。

また、経済的に余裕のない方に対しては、無料法律相談も行っております。（完全予約制）

※離婚・多重債務・犯罪被害など

地域

○ 母子福祉相談員

宮崎市を26の地区に分けて、各地区に「くすの木会」があります。（P37参照）

各地区には、くすの木会の会長を兼ねた母子福祉相談員が配置されており、地域における母子家庭・父子家庭・寡婦の方々のさまざまな相談を受けています。各地区の相談員の連絡先については子育て支援課（TEL 21-1765）へお問い合わせください。

子どもの養育や児童虐待の相談

○ 子ども家庭支援課

TEL 21-1766 (月～金 8時30分～17時15分 祝日、年末年始を除く)

家庭内における18歳未満の子どもの養育のこと(子どもの性格や行動、しつけ、非行等)や虐待について相談に応じ、助言や支援を行っています。相談などで知り得た個人情報厳守しますので、お気軽にご相談ください。

○ 民生委員・児童委員、主任児童委員

地域福祉の向上を図るため、生活に困っている人や高齢者・障がい者・児童に対する相談・生活指導などを行います。また、内容に応じて、関係機関と連携し活動しています。

宮崎市子育てナビ

「宮崎市子育てナビ」は、妊娠中からの育児を応援する行政サービスです。宮崎市の育児に関する情報を分かりやすく掲載しています。各種の届出や健診・手当・親子で楽しめる施設などの行政サービスを簡単に検索できます。

<http://miyazaki-city.mamafre.jp>



Ⅱ 生活について

手当は、受ける資格があっても、手続きをしないと受けられなくなることがありますので、注意しましょう。



1 手当に関すること

○児童扶養手当（子育て支援課 母子父子支援係）

父又は母と生計を同じくしていない児童（18歳到達後最初の3月31日までの間にある方。一定の障がいのある児童は20歳未満。）を監護・養育している方に手当を支給し、児童の福祉の増進を図るものです。年1回（毎年8月）、引き続き受給資格があるかどうかの届出（現況届）が必要です。

手当を受けることができる人

児童の状況が次のいずれかに該当する場合

- ① 父母が離婚した児童
- ② 父又は母が死亡した児童
- ③ 父又は母が重度の障がい状態にある児童
- ④ 父又は母が引き続き1年以上、生死不明か父又は母から遺棄されている児童
- ⑤ 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けている児童
- ⑥ 父又は母が引き続き1年以上、法令により拘禁されている児童
- ⑦ 婚姻によらないで出生した児童（父母の事実婚を除く）

支給の対象外

次のような場合には手当の支給を受けられません。

- ① 児童が児童福祉施設に入所しているとき、または里親に委託されているとき。
- ② 児童が日本国内に住所を有しないとき。

令和5年度児童扶養手当の額（月額）

（令和5年4月1日現在）

	全額支給（月額）	一部支給（月額）
児童1人の場合	44,140円	受給者の所得に応じて 44,130円～10,410円 ※所得超過の場合は0円
児童2人目の場合	10,420円	受給者の所得に応じて 10,410円～5,210円 ※所得超過の場合は0円
児童3人目以降の 加算額（1人につき）	6,250円	受給者の所得に応じて 6,240円～3,130円 ※所得超過の場合は0円

※ 所得制限があります。

※ 公的年金等の受給状況によって手当額が異なります。

手当の減額

手当受給開始から5年を経過する等の要件（認定請求をした時に3歳未満の児童を監護していた場合は、その子が3歳になった翌月から5年）に該当する受給者（父又は母）については、就業している等の証明書の提出が必要になります。この手続きを行わなかった場合は、手当の2分の1が支給停止（減額）となります。

支給日

手当は、認定請求した日の属する月の翌月分から支給され、年6回、支給月の前月までの分が、指定された受給資格者の口座に振り込まれます。

ただし、支給日が土、日又は休日の場合は、その前日の金融機関営業日に支給されます。

支給日	5月11日	7月11日	9月11日	11月10日	1月11日	3月11日
支給対象月	3・4月分	5・6月分	7・8月分	9・10月分	11・12月分	1・2月

現況届

年1回（毎年8月）、引き続き受給資格があるかどうかの届出が必要です。

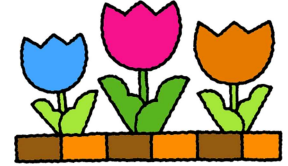
※問い合わせ先：子育て支援課 母子父子支援係（TEL 21-1765）

○児童手当（保育幼稚園課 児童給付係）

次代の社会を担う児童の健やかな成長を社会全体で応援するため、中学校修了までの児童を養育している方に支給されます。

これまで、毎年6月に提出いただいていた現況届は、令和4年度から原則不要となりました。提出が必要な一部の方には案内を送付します。

児童手当の額（月額）



児童1人あたりの金額

		所得制限額未満	所得制限額以上	所得上限額以上
0歳～3歳未満		15,000円	5,000円	支給なし
3歳～小学生	第2子まで	10,000円	5,000円	支給なし
	第3子以降	15,000円		
中学生		10,000円	5,000円	支給なし

※所得によって支給の対象にならない場合があります。

支 給 日

手当は、原則として、認定請求した日の属する月の翌月分から支給され、年3回、支給月の前月までの分が、指定された受給資格者の口座に振り込まれます。

ただし、支給日が土、日又は休日の場合は、その前日の金融機関営業日に支給されます。

支 給 日	6月15日	10月15日	2月15日
支給対象月	2月分から5月分	6月分から9月分	10月分から1月分

※ 問い合わせ先：保育幼稚園課 児童給付係（TEL：42-7965）

○遺児福祉手当（保育幼稚園課 児童給付係）

遺児を養育する方を対象に、遺児福祉手当を支給します。ただし、所得制限があります。申請した翌月から児童1人につき月額4,000円を支給します。支給月は3月と9月です。

◇対象となる方

宮崎市内に住所を有し、次のいずれかにあてはまる義務教育中の児童（遺児）を養育している方

- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が交通災害もしくは労働災害により重度の障がいにある児童
- ・父母に準ずる方が交通災害もしくは労働災害により死亡または重度の障がいにある児童

※問い合わせ先：保育幼稚園課 児童給付係（TEL：42-7965）

2 医療費に関すること

○ひとり親家庭等医療費助成（子育て支援課 母子父子支援係）

ひとり親家庭が安心して治療を受けられるよう、医療費の助成を行っています。ただし、一定の所得制限があります。

また、1年に1回（毎年8月）、更新の手続きがあります。



◇対象者及び助成の内容

①20歳未満の子を扶養している、ひとり親家庭の父又は母

病院等の窓口で負担する一部負担金から、外来・入院合わせて一人あたり月額1,000円と保険者負担額（高額療養費・付加給付金）を除いた額を助成します。

$$\text{1 診療月の助成金額} = \text{支払った保険診療分の金額 (窓口で支払った金額)} - \text{高額療養費付加給付金} - \text{自己負担額 (1,000円/月)}$$

②ひとり親家庭又は父母のいない18歳未満の児童（18歳到達後最初の3月31日まで）

・高校生以上は、上述の①と同じです。

・小中学生は、外来・入院ともに医療費（保険診療分）の一部負担金を全額助成し、病院等の窓口負担が無料となります。

③一人暮らしの寡婦

現在、一人暮らしの60歳以上の人で、かつて夫と死別又は離婚した後に20歳未満の子を扶養していた女性に対して、入院・外来ともに病院等の窓口で負担する一部負担金から、医療費（保険診療分）の1割を除いた額を助成します。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律の改正等によって、自己負担額が変更される場合があります。

注意！ ※ 保険診療外分については助成対象になりません。

例：入院時の食事代、差額ベッド代、診断書等の文書料、薬の容器代、各種検診料、予防接種料など

※ 学校保健安全法の対象疾病（結膜炎、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯《むし歯》など）の受診につきましては医療券をご利用下さい。医療券の発行は学校で行いますので、事前に学校に連絡のうえ学校でお受取りください。

◇申請時に必要なもの

- ・対象者全員の健康保険証原本
- ・申請者名義の預金通帳
- ・申請者、対象児童の名前及び、ひとり親家庭になった原因が記載された戸籍謄本
その他必要な書類がある場合は申請時にご案内いたします。

※問い合わせ先：子育て支援課 母子父子支援係（TEL 21-1765）

○子ども医療費助成（親子保健課 医療給付係）

◇ 対象となる子ども

宮崎市に住所を有し、健康保険に加入している15歳到達後最初の3月31日までの子ども。

※ただし、「生活保護」等を受けているお子さん、小中学生で「ひとり親家庭等医療費助成」や「重度心身障がい者医療費助成」を受けているお子さんは対象になりません。

◇ 助成の内容

- ・ 入院・外来にかかる医療費（保険診療分）を助成

	乳幼児	小中学生
入院	無料	無料
外来（通院）		1医療機関あたり 月額200円
調剤		無料

保険診療外分については助成対象にはなりません。

例：入院時の食事代、差額ベッド代、診断書等の文書料、薬の容器代、各種健診料、予防接種料など

注意！

◇ 申請時に必要なもの

- ・ 対象となる子どもの健康保険証原本
- ・ 申請者（保護者）の本人確認書類（マイナンバーカードや免許証等）

※問い合わせ先：親子保健課 医療給付係（TEL 73-8200）

○障がいや病気のある子どもと妊婦の医療費助成（親子保健課 医療給付係）

障がいや重度の病気がある児童や妊産婦に対して、医療費などを助成します。
病気の内容や所得に応じて制限があります。

種 別	対 象
未熟児養育医療費	出生時体重が2,000g以下または、身体の機能が特に未熟な新生児で入院養育が必要な場合
自立支援医療費 （育成医療）	18歳未満の児童で確実な治療効果（手術による治療が主）の期待される場合 ただし、事前申請が必要
小児慢性特定疾病医療費	小児慢性特定疾病の治療をしている18歳未満の児童 ただし、継続の場合、必要に応じて20歳未満までの延長が可能
妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症） 等療養援護費	妊娠高血圧症候群などにかかっている妊産婦で、7日以上入院治療が必要な場合（所得制限・認定基準あり）
結核児童療育医療費	結核により長期の入院治療を要する18歳未満の児童（医療費等を助成）

※問い合わせ先：親子保健課 医療給付係（TEL 73-8200）

3 貸付に関すること

○母子・父子・寡婦福祉資金貸付（子育て支援課 母子父子支援係）

母子家庭や父子家庭、寡婦の経済的自立と生活の安定、子どもの福祉の向上を図るために無利子又は低利で各種資金の貸付けを行っています。

各資金には、貸付基準があります。

貸付金の種類と内容については、一覧表（P12、P13）をご覧ください。

※ 問い合わせ先：子育て支援課 母子父子支援係（TEL 21-1765）

◇ 連帯保証人など

原則として、市内に住所を有し、資力と信用のある方で借主と連帯して債務を負う方が必要です。

また、お子さんの就学、就職に関する資金は、そのお子さんが連帯借主となり、親と共に返済の義務を負います。

借主の方の返済が滞ると連帯保証人の方から返済していただくこととなります。



参考

県育英資金や日本学生支援機構奨学金については、学校におたずねください。

なお、母子父子寡婦福祉資金（修学資金）は、県育英資金と重複して貸付けを受けることはできません。

日本学生支援機構奨学金貸付対象者については、必要と認められる場合、貸付限度額から日本学生支援機構奨学金貸付額を引いた差額の範囲で貸付けを行います。



メ 毛 欄

母子・父子・寡婦福祉資金の種類と内容

※貸付基準があります。（予約優先となっております。まずはお電話をお願いします。）

※審査までに時間を要しますので、お早めにご相談ください。

※原則、保証人がお1人必要となります。（保証人がいる場合は無利子での貸付となります。）

※延滞元利金額につき3%の違約金が加算されます。

※就学支度資金については、各年度3月31日までに申請してください。

種類	(対象)内容		貸付限度額	据置期間	償還期間		
就学支度	児童	児童の就学、就業に際して必要な入学金、被服購入等に必要 な資金（※3月末までにご相談ください。）			卒業後 6ヶ月	原則として 修学期間の 4倍以内	
		小学校		64,300円			
		中学校		81,000円			
		高校 高専 専修 (高等)	国公立	自 宅			150,000円
				自宅外			160,000円
			私 立	自 宅			410,000円
				自宅外			420,000円
		大学・短大 専修(専門)	国公立	自 宅			410,000円
				自宅外			420,000円
			私 立	自 宅			580,000円
				自宅外		590,000円	
		大学院 (修士課程・博士 過程)	国公立	380,000円			
			私 立	590,000円			
専修(一般)	自 宅	150,000円					
	自宅外	160,000円					
修業施設	中 卒	自 宅	150,000円				
		自宅外	160,000円				
	高 卒	自 宅	272,000円				
		自宅外	282,000円				
5年以内							
医療 介護	母父寡児	医療または介護を受けるために必要な資金 (介護の場合は児童を除く)	医 340,000円 医 (非課税世帯) 480,000円 介 500,000円	医療又は 介護期間 満了後 6ヶ月	5年以内		
生活	母父寡	技能習得中の生活費	月 141,000円	技能習得、 医療又は 介護、失業 、家計急変 期間満了後 6ヶ月	原則として 20年以内		
		医療又は介護を受けている間の生活費	生計中心者 月 108,000円		5年以内		
		ひとり親となって7年未満の 生活費補給資金	非生計中心者 月 70,000円		8年以内		
		失業期間中（離職日から1年間）の 生活費			5年以内		
	母父	児童扶養手当を受給していない家計急変者	児童扶養手当に 準拠した額		10年以内		
住宅	母父寡	住宅の補修、保全、改築又は建設、購入、 増築するのに必要な資金	1,500,000円 災害時 2,000,000円	6ヶ月	6年以内 災害時 7年以内		
転宅	母父寡	住宅移転に際し、住宅の賃貸に 必要な資金	260,000円	6ヶ月	3年以内		
結婚	児	婚姻に必要な資金	310,000円	6ヶ月	5年以内		

※運転免許取得費用等、貸付資金の中には事前に見積りの提出が必要なものがあります。

令和5年4月1日現在

種類	(対象)内容			貸付限度額	据置期間	償還期間	
修学	児童	児童を修学させるための授業料、書籍代、交通費などに必要な資金				卒業後 6ヶ月	原則として 修学期間の 5倍以内
		高校 専修 (高等)	国公立	自宅	月27,000円		
				自宅外	月34,500円		
			私立	自宅	月45,000円		
				自宅外	月52,500円		
		高 専	国公立	自宅	月31,500円		
				自宅外	月33,750円		
			私立	自宅	月48,000円		
				自宅外	月52,500円		
		専 修 (専 門)	国公立	自宅	月67,500円		
				自宅外	月78,000円		
			私立	自宅	月89,000円		
				自宅外	月126,500円		
		短 大	国公立	自宅	月67,500円		
自宅外	月96,500円						
私立	自宅		月93,500円				
	自宅外		月131,000円				
大 学	国公立	自宅	月71,000円				
		自宅外	月108,500円				
	私立	自宅	月108,500円				
		自宅外	月146,000円				
大学院	修士課程	国公・私立	月132,000円				
	博士課程	国公・私立	月183,000円				
	専修(一般)	月52,500円		5年以内			
技能習得	母父寡	ひとり親家庭の母・父・寡婦本人が、事業を開始し、又は就業するために必要な知識・技能を習得するための資金		月68,000円 運転免許取得 460,000円	期間 終了後 1年	原則として 20年以内 運転免許取得は 6年以内	
修業	児童	児童が事業を開始し、又は就職するために必要な知識・技能を習得するための資金		月68,000円 運転免許取得 460,000円	習得期間 満了後 1年	6年以内	
就職支度	母父寡児	就職するために直接必要な被服、履物等および自動車を購入する資金		・被服、履物 105,000円 ・自動車購入 235,000円	1年	6年以内	
事業開始	母父寡	事業を開始するのに必要な設備、機械、什器、材料等の購入資金		3,260,000円	1年	7年以内	
事業継続	母父寡	事業を拡大するための資金		1,630,000円	6ヶ月	7年以内	

4 住まいに関すること

○公営住宅

●市営住宅

市営住宅では、中学生以下の児童・生徒がいる世帯や、高校生以下の児童・生徒が3人以上いる世帯の入居要件を緩和しています。

【入居者資格の緩和】

市営住宅の入居者資格の一つに収入基準（月額15万8千円以下）がありますが、同居しようとする親族に中学生以下の児童・生徒がいる世帯や、高校生以下の児童・生徒が3人以上いる世帯は、その収入基準が21万4千円に緩和されます。

【住宅の種類】

住宅の種類	申込できる世帯
一般世帯向け住宅	入居者資格を有している世帯
母子世帯向け住宅	配偶者のいない女子であって、現に扶養している児童（満20歳未満）のみを同居親族とする世帯
定期入居住宅（※）	両親の年齢が40歳未満で、小学校6年生以下の子どもが2人以上いる世帯

※定期入居住宅：より多くの子育て世帯が入居できるよう、子育て支援策の一環として市営住宅に一定期間入居できる住宅です。入居期間は、「10年後の年度末」または「契約時に生まれている末子が中学校を卒業する年度末」のいずれか長い方です。

【抽選倍率の優遇】

次に該当する世帯には、通常1枚しか配布しない抽選くじを2枚お渡ししています。

優先対象世帯	要件	確認書類
母子世帯	配偶者のいない女子であって、現に扶養している児童（満20歳未満）のみを同居親族とする世帯	戸籍謄本
父子世帯	配偶者のいない男子であって、現に扶養している児童（満20歳未満）のみを同居親族とする世帯	戸籍謄本
多子世帯	18歳未満の子どもが3人以上いる世帯	特になし

【市営住宅の入居者募集】

市営住宅の入居者募集は、抽選により入居者を決定する定期募集と、申込順で入居受付を行う随時募集があります。

お申込資格

- ①現在住宅に困っている人（持ち家がない人、現在公営住宅に住んでいない等）
- ②現に同居し又は同居しようとする親族等があること
（単身の方でも申込みできる団地がありますが、条件があります。）
- ③公営住宅入居資格収入基準を満たしていること
- ④市町村税の滞納がないこと
- ⑤過去、公営住宅等の家賃滞納がないこと。
- ⑥入居申込者または同居しようとする親族等が暴力団員でないこと

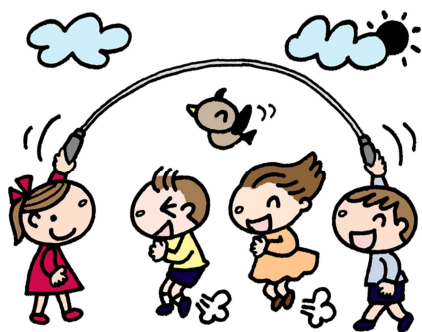
【問い合わせ】 宮崎市営住宅管理センター ☎74-5211

● 県営住宅

お申込資格

- ①現在住宅に困っている人（持ち家がない人、現在公営住宅に住んでいない等）
- ②現に同居し又は同居しようとする親族があること
（单身の方でも申込みできる団地がありますが、条件があります。）
- ③公営住宅入居資格収入基準を満たしていること
- ④県税及び市町村税の滞納がないこと
- ⑤過去、公営住宅等の家賃滞納がないこと。
- ⑥入居申込者または同居しようとする親族が暴力団員でないこと

※ 問い合わせ先：一般社団法人 宮崎県宅地建物取引業協会（TEL 22-8141）

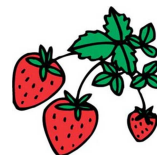


5 仕事に関すること

○母子・父子自立支援プログラム(子育て支援課 母子父子支援係)

子育て支援課の母子父子自立支援員が、母子・父子家庭のお母さん、お父さんの就職活動のご相談に応じます。

※ 問い合わせ先：子育て支援課 母子父子支援係 (TEL 21-1765)



○ハローワーク宮崎

職業相談・職業紹介、求人情報の提供、雇用保険の給付等を行っています。

また、ひとり親応援チームがあります。一人で子育てを頑張っているお母さん、お父さんの職業相談窓口です。相談から就職までの総合支援を行っています。

場所：宮崎市柳丸町 131 番地 TEL：23-2245 (月～金 8時30分～17時15分)

○マザーズコーナー (ハローワークプラザ宮崎内)

子育て中のお母さん等を中心に、仕事のご相談やご紹介を行っています。

また、育児や介護と仕事を両立させていく上での様々な悩みのご相談にもお応えします。その他、履歴書・職務経歴書の書き方や就職活動へのアドバイス、就職支援セミナーや資格取得を目指せる職業訓練の情報提供、保育園や医療機関のお役立ち情報の提供などを行っています。

場所：宮崎市大塚台西1丁目 1-39

TEL：62-4141 (月～金 9時30分～17時)

○女性のつながりサポート相談 (宮崎県男女共同参画センター)

就職・起業・キャリアアップ・社会貢献などに関することや、様々な課題や困難を抱える女の子と女性のための悩みなどについてアドバイスや情報提供を行っています。

場所：宮崎市宮田町3番46号 (県庁9号館1階)

TEL：29-8544 (月～土 9時～17時) 面接相談 (月～土 9時～17時) 要予約

○ひとり親ワークサポートセンター (宮崎県ひとり親福祉無料職業紹介所)

ひとり親の育児経験者が相談に応じます。子供の成長に合わせた各家庭の状況をふまえてお悩みの方に寄り添い就業支援を行っています。

ひとり親に特化した住宅支援資金貸付や早期就職に向けてのプログラム支援をしておりますので早期の就職に繋がります。アフターフォローも致しますので安心してお問い合わせください。

ひとり親福祉連合会 ホームページ QR→



場所：宮崎市原町 2-22 (県福祉総合センター内) SL 公園横

TEL：0985-22-4696・080-6030-6928 (月～金 9時～16時)

○給付金・補助金（子育て支援課 母子父子支援係）

1.自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の母・父が、自主的に行う就職につなげる能力開発を支援するために、指定した講座を受講した後に自立支援教育訓練給付金を支給します。

◇ 対象者 次の2つの要件を満たす宮崎市在住のひとり親家庭の母又は父が対象。

- ① 児童扶養手当の支給を受けていること又は、同様の所得水準にあること。
- ② 市税に滞納のない方

◇ 対象講座 雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座（医療事務、ホームヘルパー等）

◇ 支給額

- ① 雇用保険制度から一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金の支給を受けられない方
対象講座の受講料の6割相当額（上限は20万円、下限1万2千円）
- ② 雇用保険制度から、専門実践教育給付金の支給を受けられない方
対象講座の受講料の6割相当額（上限は、修学年数×40万円、下限1万2千円）
- ③ 雇用保険制度から教育訓練給付金の支給を受けられる方
①、②に定める額から雇用保険制度から支給される教育訓練経費の額を差し引いた額

※事前に教育訓練講座としての指定を受けることが必要ですので、対象講座が決まりましたら、お問い合わせください。

※問い合わせ先：子育て支援課 母子父子支援係（TEL：21-1765）

2.高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の母・父が就職に有利な資格を取得するために養成機関において修学している場合、経済的な支援を行います。

◇ 対象者 次の4つの要件を満たす宮崎市在住のひとり親家庭の母又は父が対象になります。

- ① 児童扶養手当の支給を受けていること又は、同様の所得水準にあること。
- ② 修業1年以上の養成機関において一定の課程を修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること。（※令和5年度末迄、6月以上に緩和。）
- ③ 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。
- ④ 市税に滞納のない方。

◇ 対象資格 ①保健師 ②助産師 ③看護師 ④准看護師 ⑤保育士 ⑥精神保健福祉士
⑦社会福祉士 ⑧介護福祉士 ⑨理学療法士 ⑩作業療法士 ⑪歯科衛生士
⑫歯科技工士 ⑬理容師 ⑭美容師 ⑮調理師 ⑯製菓衛生士
⑰デジタル分野等の民間資格（令和5年度末迄） ⑱その他市長が適当と認めた資格

◇ 支給額等 ①支給金額：市町村民税非課税世帯 月額 100,000円
（就業に必要な課程の最後の1年のみ 140,000円）
市町村民税課税世帯 月額 70,500円
（就業に必要な課程の最後の1年のみ 110,500円）

※毎年8月、世帯の課税状況を確認します。課税状況によって、8月以降の支給額が変更になる場合があります。

②支給期間：修業期間の全期間（但し、上限4年）

※問い合わせ先：子育て支援課 母子父子支援係（TEL 21-1765）

3.高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親及びひとり親家庭の児童の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくために、ひとり親家庭の親及びひとり親家庭の児童が高卒認定試験合格のための講座（通信講座を含む）を受け、これを修了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支給します。

◇ **対象者** 次の要件を満たす宮崎市在住のひとり親家庭の親又はひとり親家庭の児童が対象になります。（ただし、高校卒業者など大学入学資格を取得している者は対象としない。）

- ① 児童扶養手当の支給を受けている、又は同様の所得水準にあること。
- ② 修学・就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場から判断して高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職につくために必要と認められること。
- ② 市税に滞納のない方

◇ **対象講座** 高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）

※ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を取得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の対象となる場合は、本事業の対象となりません。

※事前に講座の指定を受けることが必要です。

◇ **支給内容**

- 受講修了時給付金 受講費用の4割（上限10万）
- 合格時給付金 受講費用の2割（受講修了時給付金と合わせて上限15万）

※問い合わせ先：子育て支援課 母子父子支援係（TEL 21-1765）



4.養育費確保支援事業

20歳未満の子どもを扶養しているひとり親等で、養育費の取決め（強制執行認諾約款付公正証書、調停調書等）を締結した方を対象に、取決めの作成や保証契約に要する経費に対して補助を行います。取決め締結から6ヵ月以内が申請期限となります。

◇ 公正証書等作成支援事業

養育費の取決めの作成にかかる費用（公証人手数料、収入印紙代等）を補助（上限5万円）

◇ 養育費保証支援事業

養育費の取決めを作成し、保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結する際に支払う費用を補助（月額養育費と5万円を比較し少ないほうの額）

※問い合わせ先：子育て支援課 母子父子支援係（TEL 21-1765）

養育費についてのQ&A

Q1 養育費はどのように取り決めたらよいですか？

A 相手と話し合いがまとまった場合は口約束でなく、書面にしておきましょう。強制執行認諾条項が入った公正証書を作成すれば、不払いになったときに強制執行ができます。

相手と話し合いができなかったり、話がまとまらない場合は、家庭裁判所の調停で決めることができます。調停でまとまらないときは、離婚後の養育費請求の場合であれば、家庭裁判所が審判で養育費を決めます。調停や審判で決めれば、同じように強制執行ができます。

Q2 調停はどこに裁判所に申し立てればよいのですか？

A 原則として、相手の住所地を管轄する家庭裁判所に申し立てる必要があります。申立ては郵送でもできますので、最寄りの家庭裁判所等にお尋ねになるか、インターネットを利用して裁判所のホームページをご確認ください。

Q3 現在別居中ですが、養育費は請求できますか？

A 婚姻中は、子どもと配偶者（妻又は夫）を含めた生活費等である「婚姻費用」の請求を行うこととなります。養育費は、離婚してからの子どもの生活費等になります。

Q4 養育費は要らないと言って協議離婚しましたが、今からでも請求できますか？

A 養育費は子どものためのものですから、約束した当時と経済状況、家庭状況等の事情が変わって養育費が必要になれば請求することができます。ただし、相手も養育費は要らないものとして生活設計を立てているということも考えられますから、養育費が必要となった事情を相手に理解してもらうことが大切でしょう。しかし、父母間で話し合いができない、金額等で合意できないなどの場合には、家庭裁判所に養育費請求調停を申し立てて、調整してもらいながら取り決めていくことができます。

※養育費等相談支援センターホームページより抜粋 URL: www.youikuhi-soudan.jp

6 その他

○指定ごみ袋減免について（環境業務課 業務第一係）

3歳未満の乳幼児がいる非課税世帯などに指定ごみ袋を交付しています。交付には、一般廃棄物処理手数料減免申請が必要です。

◇対象者

次の①から④のいずれかに該当する者がいる非課税世帯の世帯主

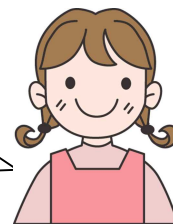
- ①3歳未満の乳幼児
- ②在宅で特別障がい者手当、障がい児福祉手当及び福祉手当のいずれかを受給している者
- ③在宅で介護保険制度の要介護認定区分4または5の介護認定を受けている者
- ④生活保護法に基づく扶助を受けている者（施設入居者を除く）

※問い合わせ先：環境業務課 業務第一係（TEL 21-1762）



Ⅲ 子育てについて

育児のこと、保育所・学校のことなどさまざまな悩みを抱えておられる方のために、お子さんの相談窓口や支援を紹介します。



1 子どもの心配ごと

○発達障がい等に関する相談（障がい福祉課 生活支援係）

発達が気になる子どもや障がい児等に関する相談に応じています。

施設名	住所	電話・FAX	内容
そうだんサポートセンターおおぞら	新別府町久保田 657-4 (市総合発達支援センター内)	TEL 21-1975 FAX 21-1545	専門の支援員が電話や訪問等により相談に応じます。

○子ども家庭支援課

子どもの性格や行動、しつけ、子育ての不安など、子どもや家庭に関する相談に応じています。専門の機関とも連携して解決の方法を考えますので、お気軽にご相談ください。相談は無料で、相談した方のプライバシーは必ず守ります。

TEL 21-1766

○子育て相談

各保健センターでは、子育てに関する相談を受け付けています。育児や発達などで分からないこと、不安なことについて保健師等が相談に応じます。

【問い合わせ】

市中央保健センター（宮崎駅東1丁目6番地2）☎29-5281

市総合福祉保健センター（花山手東3丁目25番地2）☎52-1506

佐土原保健センター（佐土原町下田島 20660 番地）☎73-1115

田野保健センター（田野町甲 2818 番地）☎86-0117

高岡福祉保健センター「穆園館」（高岡町内山 2877 番地）☎82-5294

清武保健センター（清武町西新町 1 番地 1）☎85-1144

○地域子育て支援センター（子育て支援課 子ども政策係）

就学前の子どもと保護者、妊婦が利用できる施設で、子育て親子の交流の場の提供、育児不安等についての相談、親子講座等を実施しています。お気軽に地域子育て支援センターへお越しください。

自治区	施設名	住所	電話	開設曜日	開設時間
中央東	みやざき	宮崎駅東3丁目6-7 (宮崎市男女共同参画センター「パレット」内)	25-2050	月・水・木・金・土・日	9:00~12:00 13:00~16:30
	権現	江平東1丁目 6-43 (市営住宅権現団地内)	29-0980	月・水・木・金・日	9:00~15:00
	おひさま保育園	下原町 231-2	26-5252	火~木	9:30~14:30
小戸	小戸	元宮町 8-29 (b&gみやざき)	71-2746	月・火・木・金・土 または日 第1,3,5は土曜 第2,4は日曜開設	8:30~13:30
大宮	平和ヶ丘保育園	池内町古門 991	39-7755	月・水・金	10:00~15:00
東大宮	あおぞら保育園	大島町前田 376-7	65-5800	火~木	9:00~14:00
大塚	ふたば認定こども園	大塚町大迫詰 4341-1	53-3323	月・火・木	9:00~14:00
櫛	あおき 子育て交流ひろば	吉村町ハシテ甲 2386-139 (宮崎地区交流センター内)	080-8350-0402	月・土	9:00~12:00 13:00~15:00
赤江	大坪保育園	大字恒久字野中 6100-1	51-1478	月~金	9:30~15:00
	赤江東 子育て交流ひろば	恒久6丁目 11-4 (赤江東地区交流センター内)	080-2790-1653	火・水・金	9:00~12:00 13:00~15:00
本郷	希望ヶ丘こども園	希望ヶ丘 3 丁目 21-11	56-2881	火・木・金	9:30~14:30
木花	加江田保育園	大字加江田 4462-1	65-0067	月・水・金	9:00~14:00
青島	青島 子育て交流ひろば	青島西 2 丁目 1 番地 (青島地区交流センター内)	090-4771-7811	火・水・金	9:00~12:00 13:00~15:00
住吉	島之内保育園	大字島之内 8900	39-0694	火~木	8:30~13:30
生目	跡江保育所	大字跡江 2007	48-1523	月・金(9:00~12:00/13:00~15:00) 火・水・木(12:00~17:00)	
	和保育園	大字小松 237-11	47-2200	火~木	9:00~14:00
	生目 子育て交流ひろば	大字浮田 3000-1 (生目地区交流センター内)	080-9563-2704	火・木・金	9:00~12:00 13:00~15:00
高岡	高岡	高岡町内山 2877 (高岡福祉保健センター「穆園館」内)	82-5294	月~金	9:00~12:00 13:00~16:30
佐土原	佐土原	佐土原町下田島 20304-1 (旭町児童館・東隣)	73-6755	月・火・木・金・土	10:00~15:30
田野	田野	田野町甲 2823-3 (田野児童センター内)	86-1390	火~土	10:00~15:30
清武	清武	清武町西新町 1-1 (清武総合支所・南隣)	84-2380	月~土	8:30~17:00
	加納 子育て交流ひろば	清武町加納乙 1047 (加納地区交流センター内)	080-2690-5719	月・木	9:30~12:00 13:00~15:30

祝・休日、12/29~1/3は休館日

児童館、児童センター(13館)でも、地域子育て支援センターと同様の事業を実施しています。(P45の★マーク)

※ 問い合わせ先：子育て支援課 子ども政策係 (TEL 21-1765)

2 子どもの教育・保育

○認可保育所、幼稚園、認定こども園など（保育幼稚園課 保育入所係）

小学校就学前の子どもが、利用できる認可の保育施設等は以下のような施設があります。

<認可の保育施設等の種類>

種類	対象	内容
認定こども園	0歳から小学校就学前まで	幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設。
保育所	0歳から小学校就学前まで	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設。
幼稚園 (新制度移行)	満3歳から小学校就学前まで	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設。
地域型保育事業	0歳から満3歳になる年度末まで	保育所や認定こども園よりも少人数単位で保護者に代わって保育する事業。

上記の保育施設等を利用する場合は、下記のいずれかの認定（子どものための教育・保育給付認定）を市から受ける必要があり、利用中は、世帯の状況や所得に応じた利用料の負担が生じます。また、令和元年10月から開始した「幼児教育・保育の無償化」について、それぞれの認定で対象年齢が異なりますので、ご確認ください。

<子どものための教育・保育給付認定の種類>

支給認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用できる施設	保育料
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上	なし	・幼稚園(新制度移行) ・認定こども園	無償
2号認定 (保育認定)	満3歳以上	あり	・認可保育所 ・認定こども園	3歳児クラス (年少クラス)から無償
3号認定 (保育認定)	満3歳未満	あり	・認可保育所 ・認定こども園 ・地域型保育事業	市民税非課税世帯のみ無償

なお、下記の施設をご利用になる場合も、市から認定（子育てのための施設等利用給付認定）を受けることで、無償化の対象となります。

<子育てのための施設等利用給付認定の種類>

支給認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用できる施設
新1号認定	満3歳以上	なし	国立大学附属幼稚園
新2号認定	3歳児クラス(年少クラス)から 5歳児クラス(年長クラス)まで	あり	・幼稚園、認定こども園(1号の預かり保育部分) ・認可外保育施設
新3号認定 (市民税非課税世帯のみ)	0歳児クラスから 2歳児クラスまで	あり	・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・ファミリー・サポート・センター事業

※問い合わせ先：保育幼稚園課 保育入所係（TEL21-1774）

認可の保育施設等の一覧表はP40～44に掲載しています。



○病児保育事業（保育幼稚園課 施設給付係）

病気または病気回復期にある小学6年生までの児童を、家庭で保育できない時、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援します。

利用については、事前のご登録が必要となりますので、各施設へ直接お問い合わせください。

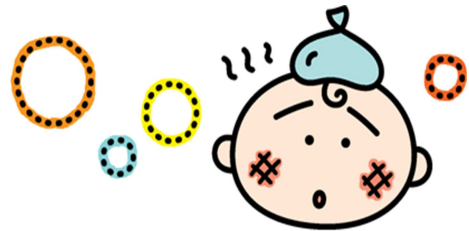
◇ 実施施設

- ・ カリタスの園乳児院つぼみの寮かおりキッズ（TEL 60-3595）
- ・ 小野小児科医院病児保育室（TEL 51-1845）
- ・ あゆみこども園病後児保育室あゆみキッズ（TEL 64-7363）
- ・ 霧島幼保学園病後児保育室霧島おかあさんの家（TEL 29-6151）
- ・ 竹井小児科医院キラキラ病児保育室（TEL 73-7300）
- ・ かわぐち小児科医院病児保育所（TEL 84-3205）

◇ 定 員 施設それぞれ1日4名（かおりキッズ及び霧島おかあさんの家は6名）

◇ 利 用 料 （1日1名あたり）

生活保護世帯・市民税非課税世帯…無	料
所得税非課税世帯……………	1,000円
その他の世帯……………	2,000円



○子育て短期支援事業（子ども家庭支援課）

家庭において、保護者の疾病や出産、育児疲れなどで一時的に養育することができなくなったお子さんを、児童福祉施設等でお預かりすることにより、児童及びその家庭を支援します。（宿泊を伴います。）

※ 問い合わせ先：子ども家庭支援課（TEL 21-1766）

◇ 実施施設

- ・ 乳児院 つぼみの寮
- ・ 児童養護施設 みんなのせいかん
- ・ 児童養護施設 さくら学園
- ・ 児童養護施設 青島学園
- ・ ファミリーホーム ひまわり
- ・ ファミリーホーム 結

◇ 利用期間

- ・ 原則半期ごとに7日以内
（4月から9月までが上半期、10月から翌年3月までが下半期）

◇ 利用料

必要な利用料は下記のとおりです。（1人1日あたり）

区 分		2歳未満児・ 慢性疾患児	2歳以上児
生活保護世帯		0円	0円
市民税非課税世帯	ひとり親世帯	0円	0円
	その他の世帯	900円	900円
その他の世帯		4,300円	2,350円

◇ 利用方法

- （1）事前に子ども家庭支援課に申請書を提出し、利用許可を受けてください。
申請の際に必要なもの
 - ① 児童の健康保険証、子ども医療費受給資格証、親子（母子）健康手帳
 - ② 市民税非課税証明書（市民税非課税世帯で、令和5年1月1日以降に宮崎市へ転入した世帯）
 - ③ 生活保護受給者証（生活保護法の適用を受けている世帯）
- （2）施設への送迎は利用者が責任を持って行ってください。
- （3）申請後に変更が生じた場合は、速やかに子ども家庭支援課及び実施施設にご連絡ください。
- （4）次のような場合、この制度は利用できませんのでご注意ください。
 - ・ 旅行などの私的な理由による場合
 - ・ 感染症を有し、他の子どもに伝染する恐れがある場合や医療機関で医療を受ける必要があると思われる場合
 - ・ その他、施設でのお預かりが不相当であると思われる場合



○ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センターみやざきは、育児の手助けを受けたい人「依頼会員」と、育児の協力を行いたい人「援助会員」から成る会員組織です。保育園等への送迎や一時預かり、冠婚葬祭やリフレッシュなど、健やかに子どもを育てるために利用してください。事前に会員登録が必要となりますので、お問い合わせください。

◇ 会員資格

【依頼会員】宮崎市、国富町、綾町在住で0歳以上12歳（小学生）までの子どもがいる人。
センターのしくみや決まりの説明（約1時間）を受けて、会員登録した人。

【援助会員】宮崎市、国富町、綾町在住で、育児のお手伝いができる人。
子育てに関する知識を勉強していただくための、センターが実施する「育児援助者養成講習」（2日間）を修了し会員登録した人。

◇ 利用料金

1時間当たりの利用料は一律800円です。（交通費や食費等の実費を除く。）世帯状況に応じて、それぞれ補助制度があります。※令和5年9月の利用から補助金の一部見直しを実施します。

○令和5年8月までの利用

区 分	市補助額	自己負担額
①多子・ひとり親世帯等 ※一部所得制限あり ア 多子世帯 イ 多胎児世帯 ウ ダブルケア世帯 エ ひとり親世帯 オ 住民税非課税世帯 カ 生活保護受給世帯	1時間当たり 700円	1時間当たり 100円
②上記以外の世帯	1時間当たり 600円	1時間当たり 200円

○令和5年9月からの利用

区 分	市補助額	自己負担額
①多子・ひとり親世帯等 ※一部所得制限あり ア 多子世帯 イ 多胎児世帯 ウ ダブルケア世帯 エ ひとり親世帯 オ 住民税非課税世帯 カ 生活保護受給世帯	※変更なし 1時間当たり 700円	※変更なし 1時間当たり 100円
②児童手当受給世帯	1時間当たり 400円	1時間当たり 400円
③児童手当受給なしの世帯	なし	1時間当たり 800円

◇ 注意事項

- ・預かり場所は、援助会員の自宅、パレット内託児室、子育て支援センター等となります。
- ・病気の子どもの預かりは行いません。 ・宿泊は行いません。 ・家事等は行いません。

問い合わせ先：ファミリー・サポート・センターみやざき（TEL 62-0252）

受付時間：9:00～17:30（日曜日 17:00まで） 休館日：火曜日、祝日、12/29～1/3

住所：宮崎市宮崎駅東三丁目6番地7 宮崎市男女共同参画センター「パレット」内

〇ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業（子育て支援課 母子父子支援係）

ひとり親家庭のお母さん、お父さん、及び寡婦の方が、生活援助や保育サービスが必要な場合に（たとえば、就職活動等の自立促進に必要な事由、病気、出張、冠婚葬祭などの理由）に、家庭生活支援員による支援を行います。

※ 問い合わせ先：子育て支援課（TEL 21-1765）

◇ 支援内容

- ・ 乳幼児の保育
- ・ 身回りの世話
- ・ 住居の掃除
- ・ 児童の生活指導
- ・ 生活必需品等の買物
- ・ その他の必要な用務
- ・ 食事の世話
- ・ 医療機関等の連絡

◇ 利用可能時間帯

- ・ 午前9時～午後10時

◇ 利用制限時間

- ・ 年間80時間

◇ 利用負担額

- ・ 本制度の利用にかかる負担金はありません。

◇ 利用方法（利用には事前の登録が必要です）

- (1) 子育て支援課窓口または宮崎市スマート申請（オンライン）で登録申請できます。
- (2) 登録には児童扶養手当証書又はひとり親家庭等医療費受給資格者証が必要です。
- (3) 登録申請後に審査を経て、利用登録決定通知書と利用についてのチラシ、利用可能事業所一覧を送付します。詳しい利用手続きにつきましては、チラシをご覧ください。
- (4) 次のような場合、この制度は利用できませんのでご注意ください。
 - ・ 病児、病後児の保育
 - ・ インフルエンザや結核等、感染症の患者のいる居宅における支援

ホームヘルプ登録 QR→



ホームヘルプ利用 QR→



○地域子育て支援センターの一時預かり事業

乳幼児の保護者が、一時的に家庭で子どもの世話ができないときや、育児疲れによる保護者のリフレッシュのために「みやざき子育て支援センター」で就学前の児童をお預かりしています。

【対象者】市内に在住している生後6ヶ月以上の未就学児（事前登録/面接有・申込必要）

◇みやざき子育て支援センター

【利用日時】火曜日・祝日・12/29～1/3 以外の9：00～17：00

※日曜日は9：00～16：30

【料金】1時間500円（1日3時間以内・1か月60時間まで）

【問い合わせ】みやざき子育て支援センター ☎25-2050

◇高岡地域子育て支援センター

【利用日時】月曜日・火曜日の9：00～15：00

【料金】1時間（1日3時間以内・1か月60時間まで）

【問い合わせ】高岡地域子育て支援センター ☎090-9043-1635

○児童クラブ（生涯学習課 放課後子ども教育係）

小学校に就学している子どもが、保護者のいない時間に健全な遊びと生活を通して安全に過ごせるよう、小学校の余裕教室や近隣の保育所などを利用して59クラブを開設しています。

◇ 利用できる子ども

保護者が就労や入院等のため、放課後や小学校休業日（土曜日や夏休み等の長期休業期間）に面倒を見ることができない小学校1～6年生。

ただし、各クラブには定員がありますので、定員を超えた場合、入会を待機していただくことがあります。

◇ 活動時間

平日の下校時から午後6時まで。

土曜日や夏休み等の長期休業期間は、午前8時から午後6時まで。

※日曜・祝休日・年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）・3月の最終土曜日はお休みとなります。

◇ 利用料等

事業利用者負担金は利用区分ごとに異なりますので、生涯学習課までお問い合わせください。また負担金とは別に傷害保険料が必要となります。（おやつ代に関しては、クラブによって異なります。）

※問い合わせ先：生涯学習課 放課後子ども教育係（TEL 85-1834）



◇ 児童クラブ設置場所

地域	クラブ名	場所	地域	クラブ名	場所
中央	宮崎	宮崎小学校内	木花	木花	木花小学校内
	小戸	小戸小学校内		学園台	学園木花台小学校内
	江平	江平小学校内	青島	青島	青島小学校内
		江平ビル1階		内海	内海小学校内
	あおぞら江平	江平小学校区内 丸山2丁目50	住吉	住吉	住吉小学校内
	西池	西池小学校内		住吉第二	住吉児童センター内
住吉南				住吉南小学校内	
コペルキッズ	江平小学校区 (江平ビル1階)	生日	生日	生日小学校内	
大宮	大宮	大宮小学校内	北	瓜生野	瓜生野小学校内
	ちくたつく大宮	大宮小学校区 (大宮小学校隣)		倉岡	倉岡小学校内 倉岡児童館内
	宮崎東	宮崎東小学校内	佐土原	佐土原	佐土原小学校内
	池内	池内小学校内		那珂	那珂小学校内
	東大宮	東大宮小学校内		広瀬	広瀬小学校内
	東大宮夢はうす	東大宮小学校区 (民間賃貸建物内)		広瀬北	広瀬北小学校内
大淀・大塚	大淀	大淀小学校内		七つの星 幼稚舎	広瀬北小学校区 (七つの星幼稚舎内)
	古城	古城小学校内		広瀬西	広瀬西小学校内
	大塚	大塚小学校内		遊びbase たいら	広瀬西小学校区
	宮崎西	宮崎西小学校内		ひがし	ひがし保育園内
	江南	江南小学校内	旭町	旭町児童館内	
	あけぼの園	江南小学校区 (あけぼの保育園併設)	田野	田野	田野児童センター内
	小松台	小松台小学校内		さくらが丘	さくらが丘保育園内
	生日台東	生日台東小学校内	高岡	高岡	高岡小学校内
	生日台西	生日台西小学校内		穆佐	穆佐小学校内
天ヶ城	天ヶ城保育園内	清武		きよたけ	清流園敷地内 清武小学校内
檜	檜		檜小学校内	おおくぼ	大久保小学校内
	潮見		潮見小学校内	かのう	かのう児童センター内 加納小学校体育館内
	港		宮崎港小学校内		
	檜北	檜北小学校内			
	浮之城 ひまわり	檜北小学校区隣接地 (浮之城ひまわり幼保園併設)			
赤江	恒久	恒久小学校内			
	赤江	赤江小学校内			
	国富	国富小学校内			
	宮崎南	宮崎南小学校内			
	ひまわり 楽園	宮崎南小学校区隣接地 (加納ひまわり幼保園併設)			
	本郷	本郷小学校内			

令和5年4月1日現在

※問い合わせ先：生涯学習課 放課後子ども教育係 (TEL 85-1834)

〇ひとり親家庭等学習支援ボランティア事業(子育て支援課 母子父子支援係)

ひとり親家庭(児童扶養手当受給世帯及び同等の生活水準にある世帯)の小学3年生から高校3年生までの子ども達を対象に、学習支援や進学相談等を受けることができるボランティアによる学習支援を行っています。(事前に登録が必要)

◇ **対象者** ひとり親家庭等の小学3年生から高校3年生までの児童

◇ **実施場所・日時**

○宮崎公立大学 木曜日 午後5時30分～午後7時30分

○宮崎大学 土曜日 午後1時00分～午後3時00分

○グランド錦町店2階 土曜日 午後1時00分～午後3時00分

◇ **費用等** 無料。(但し、原材料費等が発生した場合は自己負担)

※ 問い合わせ先：子育て支援課 母子父子支援係 (TEL 21-1765)

〇子どもの居場所づくり事業“コラッジョ” (社会福祉第一課自立就労支援係)

中学生や高校生、就学や仕事をしていない若者を対象に、家庭や学校以外の居場所を提供し、社会性を育むとともに学習支援や進路相談を行い、高校進学や高校中退防止を支援する取組みを行っております。

◇ **利用できる子ども**

中学生、高校生、就学や仕事をしていない若者

◇ **活動場所・活動時間**

活動場所：宮崎市宮田町6-27 田中OAビル4階

※令和5年5月に移転しました。

活動時間：月曜日 午後2時から午後6時まで。

火曜日 午後2時から午後6時まで。

木曜日 午後2時から午後6時まで。

金曜日 午後2時から午後6時まで。

土曜日 午前9時から正午まで。

※活動時間は、時期により変更する場合があります。

◇ **利用料等**

無料。

事前に申し込み手続きが必要となりますので、社会福祉第一課自立就労支援係までお問い合わせ下さい。

※ 問い合わせ先：社会福祉第一課 自立就労支援係 (TEL 21-1775)



3 子どもの遊び場、居場所

○児童遊園・児童広場（子育て支援課 子ども政策係）

小学生以下の子どもたちの安全な遊び場として、砂場や滑り台、鉄棒などの遊具を設けています。市内に22ヶ所あります。

児童遊園、児童広場一覧は、P46に掲載しています。

※問い合わせ先：子育て支援課 子ども政策係（TEL 21-1765）



○児童館・児童センター等（子育て支援課 子ども政策係）

子どもたちに健全な遊びを提供して、その健康の増進と情緒を豊かにすることを目的としています。遊戯室や図書室、集会室を備え、専任の指導員を配置し、さまざまな遊びや交流の場を提供しています。無料で利用できます。

ただし、行事に参加するとき材料費等の実費相当額をいただくことがあります。

児童館・児童センター等一覧はP45に掲載しています。

◇利用できる子ども・団体

①児童又は当該児童の同伴者

※児童とは、満18歳に満たない者をいう。

②子ども会など、児童によって組織された団体（児童館・児童センターのみ）

③地域活動クラブなどの児童の健全育成を目的として組織された団体

④児童の健全育成事業の推進を行う団体

◇利用時間

日曜・祝日・年末年始を除く午前10時から午後5時30分まで。

11月及び12月は、午前10時から午後5時まで。

ただし、交流センター（公立公民館との複合施設）は、一部異なります。

児童館・児童センターと、遊戯室のある交流センターを合わせると、市内に24ヶ所あります。

※問い合わせ先：子育て支援課 子ども政策係（TEL 21-1765）



○児童プール（子育て支援課 子ども政策係）

児童の夏休み期間中の水難事故を防止し、安全に水遊びが楽しめるようプールを開設しています。利用料は無料で監視員がついています。

- ◇設 備 約 20m×10m（水深 30cm・50cm）
- ◇開 設 7月10日（月）～8月24日（木）
開放時間：10時～16時（12時～13時はお休み）
- ◇定休日 毎週水曜日、8月13日～8月15日
※霧島・跡江のみ8月13日～8月15日も開放



◇利用できる子ども

3歳から小学校4年生までの児童

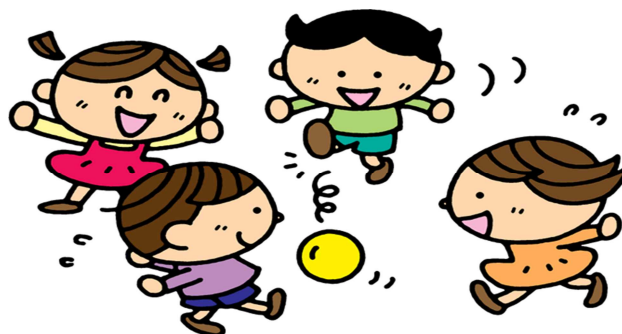
（小学校就学前の児童には保護者が同伴してください。）

ただし、かぜ、感染性結膜炎、その他感染症にかかっている人や下痢の人は利用できません。

◇プール設置場所

地域自治区	プール名	所在地	地域自治区	プール名	所在地
中央西	丸山 (休止中)	丸山2丁目162番地	大塚台	大塚台	大塚台西2丁目4番地10
	霧島	船塚1丁目81番地	赤江	恒久	恒久3丁目3番地
小戸	上水流	大工2丁目83番地	本郷	希望ヶ丘	希望ヶ丘3丁目4番地
大宮	平和が丘	平和が丘西町20番地6	木花	木花	大字熊野634番地
大淀	御幸	淀川3丁目43番地	住吉	広原	大字広原1066番地
檉	檉	吉村町江田原266番地2	生目	跡江	大字跡江土手下212番地
	田代	田代町18番地1		富吉 (休止中)	大字富吉2258番地2

※問い合わせ先：子育て支援課 子ども政策係（TEL 21-1765）





○子ども食堂（子育て支援課 子ども政策係）

現在、全国に約7,000ヶ所とも言われる子ども食堂は、子どもからお年寄りまで、地域の誰もが「食」を通じて集まることができる新しいコミュニティの形であり、地域にあるみんなの居場所です。宮崎市では、平成30年度から地域みんなの居場所となる「子ども食堂」を市内に広げる取組を進めています。

【問い合わせ】

☎子ども食堂コーディネーター 080-4699-6788（子ども食堂コーディネーター直通）

令和5年5月末時点

番号	名称	開催場所	地域自治区	開催日	利用料金
1	東大宮こども食堂	東大宮地域内	東大宮	不定期	大人→ 300～500円 子ども→無料
2	カフェさくらんぼ	生目台東4丁目6-1 カリヨン 生目台C-6	生目台	毎週 土曜日 (変更あり)	子ども→50円 大人→200円
3	大宮子ども食堂 えがお	大宮小学校	大宮	毎月 第4土曜日	大人→100円 子ども→100円
4	大塚台こどもの日 「子ども食堂」	大塚台西2丁目19-1 大塚台地域福祉 コミュニティカ-内	大塚台	夏休み・秋休み	無料
5	上野ふれあい食堂	大字瓜生野 2570番地2 上野自治公民館	北	奇数月 第4土曜日	無料
6	江平レストラン	江平小学校	中央東	毎月 第4土曜日	無料
7	ひまわり食堂	太田3丁目139-1 太田自治公民館	大淀	毎月 第4土曜日	大人→200円 小学生～高校生→100円 未就学児→無料
8	地域食堂 うみさちやまさち	青島4丁目6-16 ドルフィン青島研修所	青島	毎月 第3水曜日	大人→100円 子ども→50円
9	ふれあい食堂	佐土原町下田島12075-1 梅野地区学習館	佐土原	毎月 第2土曜日	大人→100円 子ども→100円
10	住吉ひなたの会	住吉公民館 花ヶ島団地集会場	住吉	毎月 第1土曜日	大人→200円 子ども→100円
11	ほっこり食堂	清武町船引317 西新町自治公民館	清武	毎月 第3土曜日 (休止中)	大人→100円 子ども→100円

番号	名 称	開催場所	地域自治区	開催日	利用料金
12	おおとりこども食堂	月見ヶ丘5丁目2-1 宮崎県立南高校内	赤江	不定期	無料
13	WAKUWAKU 夢広場 ふれあい食堂	田野町乙 9510-1	田野	毎月 第4土曜日	大人→200円 子ども→100円
14	おひさまきっちゃん	まなび野1-13-1 まなび野コミュニティセン ター	本郷	毎月 第3日曜日	大人→100円 子ども→100円
15	子ども食堂みやこや	曾師町 111-3	檜	毎月 第2土曜日	大人→500円 子ども→無料
	からんころん食堂 (地域食堂)	曾師町 111-3	檜	毎月 第3土曜日	無料
16	子ども食堂 ゆうゆうくらぶ	橘通東4丁目5-27	中央東	毎月 第2土曜日	大人→200円 子ども→100円
17	たんぼぼハウス本郷	郡司分甲 2229-3 下南方自治公民館	本郷	毎月 第2土曜日	大人→200円 子ども→100円
18	café banbanhey 的 キッズレスキュー	柳丸町 43-19	中央東	営業中 (事前予約制)	子ども→200円 (~18歳未満)
19	おどみんなのしょくどう	小戸小学校	小戸	毎月 第3日曜日	大人→200円 子ども→50円
20	いっぶく (テーマ型子ども食堂)	神宮東2丁目 10-33	大宮	休止中	大人→300円 子ども→無料
21	TANO 子ども食堂	田野町甲 2823-3	田野	不定期	大人→100円 子ども→50円
22	みどり食堂	大字赤江 1485番地1 緑ヶ丘自治公民館	赤江	毎月 第3水曜日	大人→100円 子ども→100円
23	わがや	佐土原町下那 791-5 助産院わがや	佐土原	毎月 第3水曜日	母子1組→300円
24	Night Sugar	佐土原町下那珂 3420-16	佐土原	毎月 第3日曜日	大人→200円 子ども→100円
25	じんぐうのもり 子ども食堂	矢の先町 78-1	大宮	毎月 第3土曜日	子ども→50円
26	りすのおうち 「グリーンベース」	吉村町江田原甲 218-23	檜	毎週 土曜日	大人→200円 子ども→無料
27	たまゆらまつり食堂	吾妻町 51-3	中央東	毎月 第3土曜日	大人→200円 子ども→100円
28	久津良きずなこども食堂	高岡町内	高岡	毎月 第4土曜日	大人→100円 子ども→100円

番号	名 称	開催場所	地域自治区	開催日	利用料金
29	ニシタチ子ども食堂	中央通り 3-1 みやざき晴マチ	中央東	毎月 第 1 月曜日	大人→200 円 子ども→100 円
30	跡江わんぱく食堂	大字跡江 2203 跡江公民館	生目	毎月 第 4 土曜日	大人→100 円 子ども→100 円
31	元気っ子会	和知川原 1 丁目 7 4 和知川原公民館	中央西	毎月 第 4 日曜日	大人→100 円 子ども→100 円
32	なかつせ寄合所	中津瀬町 8 5 サーパス中津瀬	中央西	不定期	大人→100 円 子ども→100 円
33	みらい元気の家	佐土原町下田島 20290 - 1	佐土原	奇数月 第 3 土曜日	大人→50 円 子ども→50 円
34	こどもレストラン ひまわり	橘通西 1-4-14 加田屋ビル 1 階 洋食居酒屋 くら	中央東	毎月 第 2・第 4 土曜日	大人→200 円 子ども→無料
35	もこもこ親子カフェ	田野町乙 10905-38	田野	毎月 第 4 土曜日	大人→200 円 子ども→100 円 (2 歳以上)
36	青葉こども食堂	駅東 3 丁目 6 番 7 号 パレット	檜	毎月 第 1 土曜日	大人→200 円 子ども→100 円
37	栄町子ども食堂	別府町 5-18 栄町街区公園	中央東	毎月 第 3 日曜日	大人→200 円 子ども→100 円
38	〇(まる)食堂	池内町榎迫 423-2	大宮	毎月 第 1 日曜日	大人→200 円 子ども→無料
39	はるみや子供食堂レザン	高千穂通 1-3-29 天理教治宮分教会	中央東	毎月 17 日	大人→200 円 子ども→100 円
40	ゆめカフェ	郡司分甲 5231-3 COICH CAFE	本郷	毎月 第 2 木曜日	中高生→100 円
41	南区自治会子ども食堂	大塚町地藏田 4672-2 大塚町南区自治公民館	大塚	毎月 1 回 不定期	大人→200 円 子ども→100 円
42	子ども食堂たんぽぽ	西池町 2-39	中央西	毎月 第 2 土曜日	大人→300 円 子ども→50 円
43	なごみ食堂	恒久 4 丁目 1 4 津屋原公民館	赤江	毎月 第 4 土曜日	大人→200 円 子ども→200 円

4 宮崎県の子育て応援カード



子育て応援カードは、宮崎県内にお住まいで、高校生以下のお子さんと妊娠中の方がいるご家庭に交付するカードです。

従来、子育て応援カードは紙のカードでしたが、平成30年11月30日からカードをスマートフォン表示で使用できるようになりました。下のQRコードから「宮崎県子育て応援カードポータルサイト」のリンクへアクセスし、新規登録のうえ、デジタルカードを取得してください。協賛店でカードを提示すると、割引など各協賛店独自の様々なサービスが受けられます。

また、従来の紙の子育て応援カードは、引き続き使用できますが、窓口での交付は、在庫がなくなり次第終了となります。

紙のカード受け取りの際は、高校生以下のお子さんがいることを証明できるもの、妊娠中の方は、親子（母子）健康手帳を持参してください。

【交付窓口】子育て支援課 子ども政策係



5 子どもの教育資金

○母子・父子・寡婦福祉資金貸付（子育て支援課 母子父子支援係）

高等学校、大学等の修学資金や就学支度資金の貸付けを希望される場合は、母子・父子自立支援員にご相談ください。

申請方法、貸付金額、償還方法については、P10～13をご覧ください。

○就学援助制度等

◇就学援助制度

公立小・中学校の児童生徒で経済的な理由でお困りの家庭には、学用品費や給食費などの一部を助成する就学援助の申請ができます。学校にご相談ください。

※ 問い合わせ先：市教育委員会学校教育課
(TEL 85-1825)

◇交通遺児等育成資金の貸付

※ 問い合わせ先：自動車事故対策機構宮崎支所（中学校まで）
(TEL 53-5385)

※ 問い合わせ先：（公財）交通遺児育英会（高校・大学・大学院・専門学校）
(TEL 03-3556-0773) (フリーダイヤル 0120-521-286)
東京都千代田区平河町 2-6-1

IV 宮崎市ひとり親家庭福祉協議会の活動内容について

1 宮崎市ひとり親家庭福祉協議会（くすの木会）とは？

ひとり親家庭福祉協議会は、ひとり親家庭や寡婦の方など同じ境遇のみなさんが集まり、さまざまな活動を通し、お互いに支えあい、学びあいながら地域との連携を深め、ひとり親世帯等の福祉の向上をめざす団体です。

1. 市内を26地区に分け、地区ごとに「母子福祉相談員」である地区会長を配置しています。
2. 年会費 500円（新規加入時のみ、1,000円となります。）
 - 1) 宮崎市母子寡婦福祉協議会総会・研修大会
 - 2) 動物園親子遠足 R6.2.4（日）
 - 3) 新入学児童・小学卒業・中学卒業生へのお祝いプレゼント
 - 4) 親子のイベント等

みなさんも友達の輪を広げてみませんか。事務局は市役所5階の子育て支援課内にあり、専任の事務局職員が下記の事業について相談を受けています。どうぞお気軽にご連絡ください。 **宮崎市ひとり親家庭福祉協議会事務局 TEL 21-1765**

26地区一覧表

1	中央東	6	大 淀	11	大塚台	16	赤江東	21	佐土原	26	加 納
2	中央西	7	櫛 北	12	生目台	17	赤江西	22	広 瀬		
3	大宮東	8	櫛 南	13	青 島	18	生 目	23	田 野		
4	大宮西	9	橘	14	木 花	19	北	24	高 岡		
5	小 戸	10	大 塚	15	本 郷	20	住 吉	25	清 武		

2 母子世帯等生活つなぎ資金貸付

※申請時には各地区会長に相談してください。

母子・父子世帯の方に対し、臨時的かつ緊急な生活資金を、3万円を限度額として貸付けています。必ず事前に各地区会長に相談の上、用紙をもらい申請して下さい。記入された申請書類の提出及び貸付は市役所子育て支援課内の「ひとり親家庭福祉協議会事務局」で行います。ただし、保証人が1名必要です。（受付時間 平日のみ9:30～16:00・事前に連絡をお願いします）土、日、祭日及び市役所の休日には受付できません。

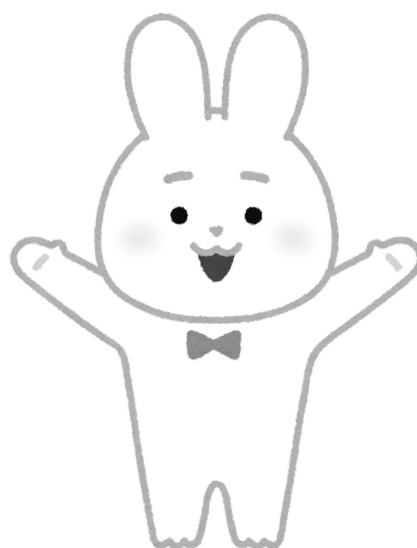
償還金が他の方にお貸しするための原資となりますので、6か月以内の償還、及び年度内償還をお願いします。なお、原資の関係上、貸付ができない場合があります。



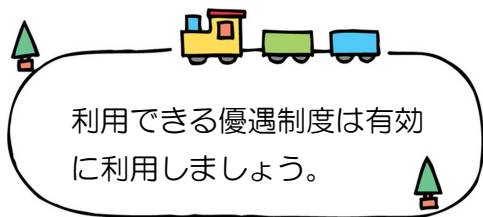
3 生活支援講習会（ふれあい講座）

ふれあい講座は、ひとり親家庭のお母さん、お父さん、および寡婦の方々の生活基盤の一層の強化を図るため実施しています。皆さんの親睦が深まり、元気にはつらつと毎日の生活や子育てに励んでいただくことを願っています。みなさんが参加しやすいよう、日曜日に計画いたします。参加料は無料で（材料費等負担の場合有）、保育の用意もありますので、ぜひご参加ください。（事前申し込みが必要ですので、事務局まで問い合わせください。）

月日（曜日）	内 容	場 所
5月21日(日)	平和台散策	平和台公園
6月11日(日)	子育てについての講演会	県総合福祉センター
7月30日(日)	木育 竹灯籠を作ろう	県総合福祉センター
9月3日(日)	味噌づくり	高岡 JA 加工所
12月10日(日)	クリスマス会	市民プラザギャラリー
1月14日(日)	家計管理と養育費取得についての講演会	科学技術館
2月4日(日)	フェニックス自然動物園親子遠足	フェニックス自然動物園



V 制度について



1 JR 通勤定期の割引

児童扶養手当を受けている母子・父子家庭の方が JR を利用して通勤している場合は、通勤定期乗車券の購入金額から、さらに 3 割引になります。

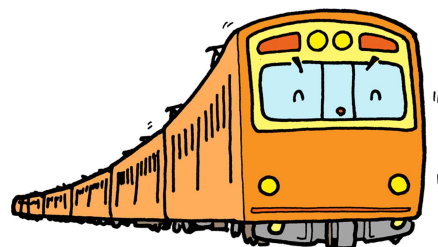
この制度を利用する場合は、子育て支援課で事前に特定資格証書の交付を受けてから、JR 窓口へ提出して購入します。

ただし、JR 線に限ります。(バス等は該当しません。)

◇申込み方法

下記のことを添えて、子育て支援課母子父子支援係へ申し込みください。

- (1) 利用する方の写真 (4cm×3cm)
- (2) 児童扶養手当証書
- (3) 印鑑



2 税の軽減

所得税・住民税についてひとり親のお母さん・お父さん、または寡婦の方は、一般の基礎控除・扶養控除のほかに、申告によりひとり親控除・寡婦控除の適用が受けられる場合があります。

	所得税	住民税
ひとり親控除額	35万円	30万円
寡婦控除額	27万円	26万円

ひとり親控除の対象となるのは、次のいずれにも該当する方をいいます。

- (1) ひとり親 {死別 (生死不明)、離婚した後再婚していない、未婚} で、総所得金額等が 48 万円以下の生計を一にする子を有する方。
- (2) 合計所得金額が 500 万円以下の方
- (3) 住民票の続柄に「夫 (未届)」「妻 (未届)」等の記載がない方。

寡婦控除の対象となるのは、「ひとり親控除」に該当せず、住民票の続柄に「夫 (未届)」「妻 (未届)」等の記載がなく、合計所得金額が 500 万円以下で、次のいずれかに該当する方をいいます。

- (1) 夫と離婚した後再婚していない方で、合計所得金額が 48 万円以下の生計を一にする扶養親族を有する方。
- (2) 夫と死別した後再婚していない方や夫が生死不明などの方。

3 福祉定期預貯金

児童扶養手当を受けているひとり親家庭の方は、一般の定期預金金利に比べて金利が有効に設定されている定期預貯金を利用できます。

詳しくは、銀行、郵便局へお問い合わせください。

VI 問い合わせ先一覧

○認可保育所

令和5年度

No	区域	施設の種類	施設名	所在地	電話番号
1	中央東	私立	高千穂乳児保育園	高千穂通 2 丁目 2-11	22-5204
2	中央東	私立	おひさま保育園	下原町 231-2	26-5216
3	中央東	私立	権現乳児保育所	江平東町 1-2	27-4624
4	中央東	私立	江平保育園	橋通西 5 丁目 6-36	24-7806
5	中央東	私立	橋保育園	橋通東 1 丁目 7-18	22-2984
6	中央東	私立	石井記念こひつじ保育園	広島 1 丁目 7-18	23-2541
7	中央東	私立	八幡保育園	宮田町 3-6	28-6363
8	中央東	私立	コスモナーサリー	江平東 1 丁目 10-20	67-6700
9	中央西	私立	中央保育園	清水 2 丁目 8-7	24-7626
10	小戸	公立	小戸保育所	鶴島 3 丁目 9 2	25-2098
11	大宮	私立	宮崎至慶保育園	神宮 1 丁目 55-2	23-2520
12	大宮	私立	東大宮保育園	花ヶ島町野中田 2064-2	27-0178
13	大宮	私立	平和ヶ丘保育園	池内町古門 991	39-3377
14	大宮	私立	大宮保育園	下北方町貝吹 330-5	25-0257
15	大宮	私立	下北方保育園	下北方町塚原 5821-20	22-6553
16	大宮	私立	平和が丘乳児保育園	平和が丘西町 14-1	24-8288
17	大宮	私立	南方保育園	南方町御供田 1191	39-5400
18	東大宮	私立	あおぞら保育園	大島町前田 376-7	25-6831
19	東大宮	私立	光明保育園	村角町阿波 2525	25-7252
20	東大宮	私立	みのり保育園	大島町原ノ前 1412-5-6	26-2048
21	東大宮	私立	ドンボスコ保育園	波島 2 丁目 8-36	22-2201
22	東大宮	私立	波島保育園	波島 2 丁目 12-27	28-9136
23	大淀	私立	太田保育園	太田 3 丁目 2-5	51-7939
24	大淀	私立	江南保育園	大淀 2 丁目 4-20	51-6889
25	大淀	私立	星華保育園	中村西 1 丁目 5-3	51-5692
26	大淀	私立	天神の森きらら保育園	谷川 3 丁目 2-1	51-4527
27	大淀	私立	三宮保育園	北川内町 6338-1	53-8233
28	大塚	私立	みずほ保育園	大塚町池ノ内 1094	47-4152
29	大塚	私立	あけぼの保育園	江南 4 丁目 24-21	52-2184
30	大塚	私立	第2あけぼの保育園	福島町寺山 3147-44	63-5334
31	櫛	私立	山崎保育園	山崎町上ノ原 1055-1	26-1070
32	櫛	私立	一ツ葉保育園	新別府町山宮 1045-2	26-5191
33	櫛	私立	宮崎みなと保育園	新栄町 19-6	22-2210
34	櫛	私立	曾師保育所	吉村町中原甲 2703-12	27-2616
35	櫛	私立	高洲保育園	高洲町 36-4	28-1526
36	櫛	私立	田代保育学園	田代町 16	67-5858

No	区域	施設の種類	施設名	所在地	電話番号
37	櫛	私立	きらきらアート保育園	吉村町南田甲 1099	33-9178
38	大塚台	私立	大塚台保育園	大塚台西 2 丁目 3-2	47-0402
39	大塚台	私立	大塚台西保育園	大塚台西 3 丁目 22-2	48-0373
40	大塚台	私立	ひまわり保育園	大塚台東 1 丁目 30-2	48-1300
41	本郷	私立	たいよう保育園	大字本郷北方字乙戸 3549-1	77-7211
42	赤江	私立	しろはと保育園	恒久 5 丁目 13-5	51-1580
43	赤江	私立	赤江保育園	大字恒久 327-1	51-4746
44	赤江	私立	飛江田保育園	大字赤江 813-2	52-2183
45	赤江	私立	恒久保育園	大字恒久 4535	53-2500
46	赤江	私立	どうめき保育園	大字恒久 6611-6	54-1152
47	赤江	私立	大坪保育園	大字恒久字野中 6100-1	51-1478
48	木花	私立	加江田保育園	大字加江田 4462-1	65-0067
49	木花	私立	鏡洲保育園	大字鏡洲字星叶 541	58-0256
50	青島	私立	内海保育園	大字内海 1224-1	67-0024
51	青島	公立	青島保育所	青島西 2 丁目 1 番地	65-1205
52	住吉	私立	住吉中央保育園	大字島之内 7601-1	39-1536
53	住吉	私立	住吉東保育園	大字島之内堂山 10597-1	39-1945
54	住吉	私立	住吉南保育園	大字芳土 2345-1	39-1739
55	住吉	私立	広原保育園	大字広原 783-2	39-1954
56	生目	私立	和保育園	大字小松 237-11	47-2200
57	生目	私立	富吉保育園	大字富吉 2265	48-1730
58	生目	公立	跡江保育所	大字跡江 2007	48-1511
59	生目	私立	まつぼっくり保育園	大字小松 1981-1	47-7827
60	生目	私立	タンポポ保育園	大字小松 641	47-0908
61	北	私立	ひらまつの杜	大字大瀬町 5711	41-0658
62	佐土原	公立	福島保育所	佐土原町下田島 14232	73-4878
63	佐土原	私立	佐土原保育園	佐土原町上田島 1337-7	74-0073
64	佐土原	私立	明照保育園	佐土原町下田島 4558-2	74-3777
65	佐土原	私立	ひがし保育園	佐土原町下田島 19422-11	73-3530
66	佐土原	私立	久峰保育学園	佐土原町下田島 21487-20	89-5858
67	田野	私立	わかば保育園	田野町甲 5556-2	86-2001
68	田野	私立	さくらが丘保育園	田野町甲 2793-4	86-0388
69	田野	私立	あおば保育園	田野町乙 9179-8	86-1582
70	田野	私立	慈愛保育園	田野町乙 9547-35	55-7050
71	田野	私立	ぎんなん保育園	田野町乙 3226	86-2312
72	高岡	公立	東高岡保育所	高岡町花見 101-2	82-1016
73	高岡	私立	天ヶ城保育園	高岡町内山 2575-2	82-3766
74	高岡	私立	たかふさ保育園	高岡町高浜 755-1	82-3132
75	高岡	私立	穆佐保育園	高岡町小山田 100-1	82-3522
76	高岡	私立	高岡中央保育園	高岡町内山 2897	82-0140

No	区域	施設の種類	施設名	所在地	電話番号
77	清武	私立	黒坂保育園	清武町木原 6322-1	85-1380
78	清武	私立	南加納保育園	清武町加納甲 1520-50	85-2088
79	清武	私立	北今泉保育園	清武町今泉甲 5749-3	85-0089
80	清武	私立	南今泉保育園	清武町岡 1 丁目 20-2	85-1020
81	清武	私立	せいごう保育園	清武町加納乙 124	85-3827

○認定こども園

No	区域	施設の種類	施設名	所在地	電話番号
1	中央西	幼保連携型	霧島幼保学園	霧島 4 丁目 187	29-6177
2	中央西	幼保連携型	ソレイユ	和知川原 1 丁目 40-2	24-6470
3	中央西	幼保連携型	よいこのもり認定こども園	和知川原 3 丁目 13-1	29-0077
4	中央西	幼保連携型	よいこのもり第2認定こども園	和知川原 3 丁目 13-1	29-0216
5	中央西	幼保連携型	祇園こども園	霧島 2 丁目 216	25-2726
6	小戸	幼保連携型	高千穂幼稚園	西高松町 3-9	22-8322
7	小戸	幼保連携型	ちどり子ども園	南高松町 2-37	22-6057
8	小戸	幼稚園型	平和幼稚園	松橋 1-17-26	27-7457
9	大宮	幼保連携型	平和が丘幼稚園	平和が丘東町 3-1	24-9212
10	大宮	幼稚園型	いずみ幼稚園	下北方町花切 5660-4	23-3703
11	東大宮	幼保連携型	のぞみ保育園	大島町畑ヶ田 1080	24-9737
12	大淀	幼保連携型	ひかり幼稚園	中村東 1-6-6	51-7381
13	大淀	幼保連携型	古城認定こども園	古城町山ノ城 5604	53-8470
14	大淀	幼稚園型	大淀幼稚園	淀川 2-2-20	51-4888
15	大淀	幼稚園型	千代田幼稚園	太田 4-5-40	51-3402
16	大塚	幼保連携型	ふたば認定こども園	大塚町大迫詰 4341-1	53-3323
17	大塚	幼保連携型	認定こども園大塚	大塚町時宗 1734-1	62-4340
18	大塚	幼保連携型	天神保育所	大塚町天神後 2716-1	53-7433
19	大塚	幼保連携型	あさひこども園	大塚町八所 3606-7	53-6377
20	大塚	幼稚園型	大塚あけぼの幼稚園	福島町寺山 3147-26	53-9570
21	檉	幼保連携型	浮之城ひまわり保育園	吉村町上無田提甲 710-1	26-1388
22	檉	幼保連携型	昭和認定こども園	昭和町 7-3	27-1535
23	檉	幼保連携型	宮崎幼稚園	高洲町 172-12	28-1150
24	檉	幼保連携型	宮崎学園短期大学附属みどり幼稚園	昭和町 57	22-3251
25	檉	幼保連携型	潮見保育園	中西町 52-1	25-8189
26	檉	幼保連携型	みくに幼稚園	吉村町北原甲 1405-15	29-5451
27	檉	幼保連携型	あおき保育園	吉村町江田原甲 266	23-2055
28	小松台	幼保連携型	桜ヶ丘幼稚園	桜ヶ丘町 11-4	47-4941
29	生目台	幼保連携型	生目台ピノキオこども園	生目台西 3 丁目 10-2	54-6006
30	生目台	幼保連携型	アリスこどもの家幼稚園	生目台東 4 丁目 7-3	52-3367
31	生目台	幼稚園型	宮崎西幼稚園	生目台西 2-2-1	59-1924

No	区域	施設の種別	施設名	所在地	電話番号
32	本郷	幼保連携型	恵愛こども園	大字本郷南方 2910	56-4161
33	本郷	幼保連携型	みやざき認定こども園	大字郡司分字萩ヶ嶋甲 5742-3	56-3344
34	本郷	幼保連携型	くどみ児友園	大字郡司分甲 2202-2	55-2000
35	本郷	幼保連携型	希望ヶ丘こども園	希望ヶ丘 3 丁目 21-11	56-2881
36	本郷	幼稚園型	本郷幼稚園	大字本郷南方小迫 4755-2	56-3797
37	赤江	幼保連携型	日の出幼稚園	恒久 2-11	51-8095
38	赤江	幼保連携型	南宮崎カトリック幼稚園	恒久南 1-10-9	51-1430
39	赤江	幼保連携型	横町さくら保育園	大字恒久 5155-1	53-6289
40	赤江	幼保連携型	まなびこども園	大字恒久 4561-2	52-3971
41	赤江	幼保連携型	あゆみこども園	大字本郷北方 2142-1	52-0000
42	赤江	幼稚園型	成華幼稚園	大字赤江 388	52-3010
43	木花	幼保連携型	木花こども園	大字熊野字西ノ原 6777 番地 3	58-0050
44	青島	幼稚園型	あおしま幼稚園	青島 4-9-1	65-1091
45	住吉	幼保連携型	島之内保育園	大字島之内 8900	39-0694
46	住吉	幼保連携型	風光るゆめの森	大字島之内 10302-2	72-5505
47	住吉	保育所型	ひなたほいくえん	大字芳土 1808-1	74-7727
48	住吉	幼稚園型	住吉幼稚園	大字島之内 8363-1	39-1953
49	生目	幼保連携型	生目幼稚園	大字浮田 2913	48-3062
50	北	幼保連携型	直純寺こども園	大字瓜生野 151-5	41-1201
51	北	幼保連携型	吉野保育園	大字金崎 2953	41-1133
52	北	幼保連携型	三和こども学舎	大字瓜生野 2196	41-3030
53	佐土原	幼保連携型	黒田こども園	佐土原町下那珂 8138	74-2037
54	佐土原	幼保連携型	七つの星幼稚舎	佐土原町下田島 9175-1	73-3572
55	佐土原	幼保連携型	ひろせ幼稚園	佐土原町下田島 20293-4	73-6222
56	佐土原	幼保連携型	光が丘幼稚園	佐土原町下那珂 4750-359	73-6162
57	佐土原	幼保連携型	那珂こども園	佐土原町東上那珂 4115	74-0334
58	佐土原	幼保連携型	原口こども園	佐土原町下那珂 3422	73-2544
59	佐土原	幼保連携型	中央ヴィラこども園	佐土原町下田島 20565-57	73-1935
60	佐土原	幼稚園型	佐土原幼稚園	佐土原町上田島 1576	74-0162
61	田野	幼保連携型	めぐみ保育園	田野町乙 9391-15	86-0311
62	田野	保育所型	みなみこども園	田野町南原 2 丁目 17 番地 6	86-1881
63	田野	幼稚園型	田野カトリック聖母幼稚園	田野町乙 9306-8	86-0251
64	高岡	幼保連携型	うちやま認定こども園	高岡町内山 1018-8	82-1190
65	清武	幼保連携型	ふなひきこども園	清武町船引 6599-1	85-1612
66	清武	幼保連携型	しんまちこども園	清武町新町 1 丁目 6-2	85-0243
67	清武	幼保連携型	加納ひまわり幼保園	清武町加納甲 2022-10	85-8040
68	清武	幼保連携型	清武中央こども園	清武町正手 1 丁目 10-1	85-0079
69	清武	幼保連携型	宮崎学園短期大学附属 清武みどり幼稚園	清武町大字船引字下無田 140	85-0166

○幼稚園

No	区域	施設区分	施設名	所在地	電話番号
1	中央東	施設型給付	共愛幼稚園	別府町 3-27	27-0722
2	中央西	施設型給付	宮崎カトリック幼稚園	霧島 3-12-2	23-3568
3	中央西	施設型給付	野の花幼稚園	霧島 1-31-1	26-1331
4	中央西	国立	宮崎大学教育学部附属幼稚園	船塚 1-1	24-6707
5	大宮	施設型給付	宮崎至慶幼稚園	神宮 1-57	27-4567
6	大宮	施設型給付	花ヶ島幼稚園	下北方町椎ノ坪 775-1	23-4709
7	東大宮	施設型給付	宮崎ひがし幼稚園	大島町松ノ木下 229	25-4907
8	東大宮	施設型給付	あおぞら幼稚園	大島町前田 376-7	27-4848
9	檉	施設型給付	明星幼稚園	吉村町寺ノ下甲 2319	29-8113
10	生目台	施設型給付	生目台幼稚園	生目台東 4-3-1	53-6098
11	本郷	施設型給付	南ヶ丘幼稚園	本郷 2-12-7	56-6205
12	赤江	施設型給付	宮崎みなみ幼稚園	大字恒久 6732-1	51-2058
13	赤江	施設型給付	月見ヶ丘幼稚園	月見ヶ丘 4 丁目 19-2	51-1748
14	木花	施設型給付	木花幼稚園	学園木花台南 3-26-1	58-3877
15	住吉	施設型給付	芳士幼稚園	大字芳士人ノ前 1997-3	39-4771
16	佐土原	施設型給付	広瀬共栄幼稚園	佐土原町下田島 11956-1	73-0175
17	高岡	施設型給付	高岡幼稚園	高岡町大字内山 3068	82-0144
18	清武	公立	清武幼稚園	清武町今泉甲 6899	85-5335

○地域型保育事業

No	区域	施設の種類	施設名	所在地	電話番号
1	中央東	小規模保育事業	宮崎駅東小規模保育園	宮崎駅東 2 丁目 3-10	41-8814
2	中央東	小規模保育事業	ニチキッズみやざき中央保育園	瀬頭 2 丁目 6-5	35-3055
3	中央西	小規模保育事業	三愛保育園	清水 1 丁目 6-22	55-0415
4	小戸	小規模保育事業	ちどりほいくえんそらいろ	松橋 2 丁目 5-26	34-9025
5	小戸	小規模保育事業	サムエル幼稚園	松橋 1 丁目 9-18	27-6234
6	檉	小規模保育事業	ファンファン (FunFan)	新別府町江田原 7-1	89-4584
7	檉	小規模保育事業	こどものしろ保育園	永楽町 205 番地 1	29-6330
8	檉	小規模保育事業	保育所ちびっこランドひので園	日ノ出町 5 番地 1	89-3990
9	赤江	事業所内保育事業	迫田病院 ほほえみ保育園	城ヶ崎 3 丁目 2-1	51-2820
10	生目	小規模保育事業	もりのくれよん	大字柏原 419	77-7070
11	清武	小規模保育事業	ななほキッズ	清武町加納甲 1813-16	65-6501

○児童館・児童センター、交流センター

令和5年度

自治区	施設名	住所	電話	子育て交流ひろば (対象：未就学児と保護者)		駐車場
				開設曜日	開設時間	
中央東	★栄町児童館	別府町 5-18	28-1475	火～木	10:00～14:00	—
	宮崎東地区交流センター	下原町 3 3 2 番地 5	20-3511	※		31 台
中央西	★霧島児童館	船塚 1 丁目 81	27-4893	火・水・金	10:00～14:00	— (※)
	宮崎西地区交流センター	祇園 1 丁目 4 9 番地	20-3507	※		42 台
大宮	★平和が丘児童センター	池内町陣ノ平 594-5	27-3255	火・木・金	10:00～14:00	10 台
東大宮	★大島児童館	大島町四反田 668-2	28-1476	火・木・金	10:00～14:00	20 台
大塚	★大塚児童センター	大塚町八所 3765-1	50-5358	火～木	10:00～14:00	30 台
櫛	★櫛児童センター	吉村町平塚甲 1797	26-5557	水～金	10:00～14:00	15 台
	宮崎地区交流センター	吉村町ハノ甲 2386 番地 139	20-3512	月・土	9:00～12:00 13:00～15:00	35 台
大塚台	★大塚台児童センター	大塚台西 3 丁目 22-3	47-8885	火・木・金	10:00～14:00	12 台
生目台	生目台地区交流センター	生目台東 4 丁目 6 番地 2	59-9191	※		25 台
赤江	★本郷児童館	本郷北方 4029-6	56-3001	火・水・金	10:00～14:00	15 台
	★西原児童センター	大字恒久 5124	52-3533	水～金	10:00～14:00	47 台
	★恒久児童館	恒久 2 丁目 16-4	51-6142	火・木・金	10:00～14:00	10 台 (※)
	赤江東地区交流センター	恒久 6 丁目 1 1 番地 4	59-8422	火・水・金	9:00～12:00 13:00～15:00	32 台
木花	★木花児童センター	大字熊野 635	58-1656	火・木・金	10:00～14:00	8 台
住吉	★住吉児童センター	大字島之内 7082-2	39-8188	火・木・金	10:00～14:00	10 台
生目	生目地区交流センター	大字浮田 3000-1	30-4036	火・木・金	9:00～12:00 13:00～15:00	92 台
北	★倉岡児童館	大字系原 419-20	41-0315	火～木	10:00～14:00	10 台
青島	青島地区交流センター	青島西 2 丁目 1 番地	55-4030	火・水・金	9:00～12:00 13:00～15:00	63 台
佐土原	旭町児童館	佐土原町下田島 20304-1	73-0024	地域子育て支援センター併設		20 台
	佐土原地区交流センター	佐土原町上田島 1 3 8 9 番地	74-0018	※		41 台
田野	田野児童センター	田野町甲 2823-3	86-5205	地域子育て支援センター併設		7 台
清武	かのう児童センター	清武町加納甲 1010	85-6805	水(第1・3)	10:00～12:00	10 台

- ・ ※印の交流センターについては、各交流センターに直接お問合せください。
- ・ ★の施設は、地域子育て支援センター（P.22）と同様の事業を実施しています。
- ・ 霧島児童館、恒久児童館の駐車場については、各児童館に直接お問い合わせください。

○児童遊園

令和5年度

	施設名	所在地
1	城の下の児童遊園	大字本郷南方 3938-1
2	大島の児童遊園	波島1丁目 343
3	権現の児童遊園	江平東1丁目 1
4	山崎の児童遊園	山崎町上ノ原 1030-1
5	国富が丘の児童遊園	大字本郷南方 4563-1
6	月見ヶ丘の児童遊園	月見ヶ丘5丁目 171
7	平和が丘の児童遊園	平和が丘北町 28-1
8	池内の児童遊園	池内町金丸 1620-1
9	村角の児童遊園	村角町宮崎牟田 20-95
10	桜ヶ丘の児童遊園	桜ヶ丘町 515
11	倉岡の児童遊園	大字糸原 419-20
12	飛江田第二の児童遊園	大字赤江 999-1
13	四本松の児童遊園	大字島之内 10536
14	学ノ木の児童遊園	田野町乙 7171-1

○児童広場

令和5年度

	施設名	所在地
1	高松の児童広場	高松町 95
2	希望ヶ丘の児童広場	希望ヶ丘3丁目 4
3	飛江田の児童広場	大字赤江 545-12
4	緑ヶ丘の児童広場	大字赤江 1485-2
5	東町の児童広場	佐土原町下田島 19422-27
6	下村の児童広場	佐土原町東上那珂 15779-15
7	上倉永の児童広場	高岡町上倉永 1905
8	瀬頭の児童広場	瀬頭1丁目 265-1

○宮崎市総合支所・地域センター・地域事務所・市民サービスコーナー

令和5年度

施設名	所在地	電話番号
佐土原総合支所	佐土原町下田島 20660	73-1111
佐土原出張所	佐土原町上田島 8387-2	74-1111
田野総合支所	田野町甲 2818	86-1111
高岡総合支所	高岡町内山 2887	82-1111
穆佐出張所	高岡町小山田 69-2	82-1052
清武総合支所	清武町西新町 1-1	85-1111
赤江地域センター	大字田吉 5730-3	51-4274
本郷地域事務所	大字本郷南方 4061	56-0210
木花地域センター	大字熊野 591	58-1111
青島地域センター	青島西2丁目1番地	65-1231
住吉地域センター	大字島之内 7409-1	39-1314
生目地域センター	大字浮田 3000-1	48-1111
小松台地域事務所	小松台西1丁目 10-7	62-3333
北地域センター	大字瓜生野 3909-40	41-1111
中央東地域事務所	橋通西3丁目 10-32 (宮崎ナナイロ東館8階)	27-7871
中央西地域事務所	祇園1丁目 49 (宮崎西地区交流センター内)	62-1111
小戸地域事務所	鶴島2丁目 18-23	35-3655
大宮地域事務所	下北方町下郷 6101	26-1120
東大宮地域事務所	村角町島ノ前 1346-1	26-1111
大淀地域事務所	大坪町西六月 2211-1	50-1111
大塚地域事務所	大塚町鎌ヶ迫 2296-3	54-2222
檉地域事務所	吉村町江田原甲 265-1	28-1111
大塚台地域事務所	大塚台西2丁目 18-1	47-1111
生目台地域事務所	生目台東4丁目 6-2 (生目台地区交流センター内)	59-9350
宮交シティ市民サービスセンター	大淀4丁目 6-28 (宮交シティ内)	51-0778
東部市民サービスセンター	新別府町江田 862-1 (イオンモール宮崎内)	61-7567

付 録

母子・父子家庭とは

次のいずれかに該当する方が、20歳未満の子どもを扶養している家庭をいいます。

- ★ 配偶者が死別した方
- ★ 配偶者と離別した方
- ★ 配偶者の生死が不明か、または配偶者から遺棄されている方
- ★ 配偶者が外国にいるかまたは法令により拘禁されているため、その扶養が受けられない方
- ★ 配偶者が精神または身体の障がいにより働けない方
- ★ 婚姻によらないで母または父となった方

寡婦とは

かつて母子家庭の母であった方で、子どもが成人した現在もなお配偶者のいない状態にある方をいいます。

制度によっては、対象の範囲、子どもの年齢区分等異なるものもありますので、各制度の説明をご覧ください。



メ 毛 欄

メ 七 欄